

令和5年第3回（9月）定例会

議案説明

令和5年9月5日

議案番号	件名	ページ
行政報告	山陽小野田LABVプロジェクト合同会社の令和4年度決算概要及び令和5年度事業計画概要について	1
行政報告	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和4年度決算概要及び令和5年度事業計画概要について	1
報告第4号	令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について	3
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦について	4
議案第47号	令和4年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について	5
議案第48号	令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第49号	令和4年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第50号	令和4年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第51号	令和4年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第52号	令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第53号	令和4年度山陽小野田市病院事業決算認定について	7
議案第54号	令和4年度山陽小野田市水道事業決算認定について	7
議案第55号	令和4年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について	8
議案第56号	令和4年度山陽小野田市下水道事業決算認定について	8
議案第57号	令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）について	8
議案第58号	山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第59号	山陽小野田市福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について	10
議案第60号	山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	10

議案第61号	山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第62号	山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第63号	山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第64号	令和4年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	11
議案第65号	令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	11
承認第4号	令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）に関する専決処分について	11

本日は、令和4年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、山陽小野田市が出資する法人に係る決算概要及び事業計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告します。

まず、山陽小野田L A B Vプロジェクト合同会社における令和4年度の決算について御報告します。事業期間は、山陽小野田L A B Vプロジェクト合同会社の設立日である令和4年6月30日から令和5年3月31日までとなります。貸借対照表の固定資産においては、市から現物出資した土地として1億1,200万円などとなったほか、流動資産においては、主に出資金を原資とする預金として2,085万5,961円となり、資産全体では、1億9,873万8,341円となりました。なお、損益計算書においては、令和6年4月の供用開始のため、売上となる家賃収入がない期間であるものの、租税公課や工事費の振込手数料など経費が生じていることから、当期純利益はマイナス33万4,344円となりました。

令和5年度の事業計画については、売上高の主なものとして、国土交通省官民連携都市再生推進事業補助金909万1,000円が計上されております。支出は、役務費、公租公課、委託料のほか、令和6年3月に建物が引き渡される予定のため1か月分の減価償却費が計上されており、当期純利益としてマイナス8,321万3,000円が計上されております。

山陽小野田L A B Vプロジェクト合同会社については、現在のところ建設工事に遅れはなく、施設の供用開始に向けた関係者間の調整が進められているなど、財務状況も含め順調に運営がなされているものと考えております。市といたしましても、引き続き合同会社の運営が円滑に進み、国内初のL A B Vを活用したまちづくりが推進されるよう努めてまいります。

次に、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における令和4年度の決算について御報告します。貸借対照表の固定資産においては、教育・研究環境の充実を図るため、グラウンド及び多目的文化施設の設置や研究機器の購入などの資産形成が行われ、前年度比3億2,560万5,454円増の40億8,207万6,398円となりました。

また、流動資産においては、現金及び預金が、10億9,105万3,650円がと

なるなど、資産全体では、前年度比 9,575 万 7,442 円増の 53 億 2,334 万 7,151 円となりました。なお、損益計算書においては、外部資金の獲得や経費節減などの経営努力等により、当期総利益は 8,602 万 5,102 円となりました。

令和 5 年度の事業計画については、支出は、人件費 16 億 4,476 万 5,000 円、一般管理費 9 億 9,041 万 4,000 円のほか、教育経費、研究経費、施設費など、計 35 億 8,223 万 7,000 円が計上されております。なお、これらの財源としては、市が交付する運営費交付金 17 億 4,362 万 8,000 円のほか、授業料や入学金等からなる学生等納付金収入、受託研究等収入などが充てられております。また、令和 5 年度は、工学部に数理情報科学科が新設されるとともに、開設から 6 年目を迎えた薬学部は、1 年生から 6 年生までの全ての学年がそろったところです。

公立大学法人の運営につきましては、公立化後、在学者の数が着実に増加しており、財務状況も含め順調に運営がなされているものと考えております。今後も法人運営が円滑に進み、山口東京理科大学が地域の高等教育機関として「知（地）の拠点」の役割を果たし、地域に求められる大学として発展していただけるよう、市といたしましても、引き続き適切な支援に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました報告第4号は、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、御報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当ありません。

次に、実質公債費比率については、8.9%、将来負担比率については、43.7%、公営企業会計の資金不足比率については、全会計において該当ありません。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

御承知のとおり、人権擁護委員は、市長の推薦により法務大臣が委嘱しますが、推薦につきましても、議会の意見を聞くこととされております。元委員の有田光枝（ありた みつえ）氏が一身上の都合により任期途中で退任されたことから、後任委員の候補者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

後任の候補者につきましては、慎重に人選しました結果、河内平文（こうち ひらふみ）氏を推薦したいと思います。

河内氏は、長年にわたる教育現場での御活躍に加えて、人権教育にも長く携わっておられた御経験から、人権教育や啓発への理解や支援について精通しており、多岐にわたる人権問題を扱う人権擁護委員として適任であると確信しております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、有田氏におかれましては、およそ9年5か月にわたり、人権擁護の確立に御貢献を賜り、深甚なる敬意と謝意を表しますとともに、今後の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げます。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第 47 号から議案第 52 号までは、令和 4 年度の一般会計及び特別会計の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

まず、議案第 47 号は、一般会計歳入歳出決算認定であります。

令和 4 年度の予算額は、当初 307 億 5,000 万円でしたが、補正予算及び繰越明許費予算を合わせて、予算現額は、339 億 6,922 万 6,634 円となりました。

これに対し、歳入決算額は 326 億 9,189 万 7,909 円で、執行率は 96.2%となりました。

一方、歳出決算額は 318 億 344 万 2,656 円で、執行率は 93.6%となりました。

この結果、形式収支である歳入歳出差引は 8 億 8,845 万 5,253 円の黒字となり、形式収支から翌年度への繰越財源 2 億 4,188 万 2,087 円を差し引いた実質収支は 6 億 4,657 万 3,166 円の黒字となりました。

この 6 億 4,657 万 3,166 円の剰余金の処分については、今後の補正において、地方財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき、2 分の 1 を下らない金額を基金への積立てや地方債の繰上償還に充てることとなります。

歳入の主な内容については、その根幹をなす市税は、対前年度比 3.3%増の 103 億 2,186 万 4,332 円となっております。また、地方交付税は、対前年度比 5.1%増の 79 億 7,937 万 6,000 円となりましたほか、国庫支出金は、対前年度比 7.5%減の 56 億 6,849 万 8,506 円、市債は、対前年度比 49.0%減の 15 億 6,616 万円となりました。

歳出の内容については、お手元の資料「令和 4 年度決算に係る主要な施策の成果その他予算の執行等の実績報告書」をもって説明に代えさせていただきます。

最後に、令和 4 年度決算に係る主要財政指数は、単年度の財政力指数 0.546、経常収支比率 95.9%となっております。

次に、議案第 48 号は、駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 4,027 万 1,935 円、歳出決算額 803 万 6,753 円、差引き 3,223 万 5,182 円となりました。主な内容は、歳入では駐車場使用料であり、歳出では駐車場事業費であります。

次に、議案第 49 号は、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 73 億 449 万 5,781 円、歳出決算額 72 億 765 万 7,577 円、差引き 9,683 万 8,204 円となりました。主な内容は、歳入では保険料、県支出金及び他会計繰入金であり、歳出では保険給付費及び国民健康保険事業費納付金であります。

次に、議案第 50 号は、介護保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 66 億 6,301 万 6,150 円、歳出決算額 63 億 8,769 万 8,510 円、差引き 2 億 7,531 万 7,640 円となりました。主な内容は、歳入では保険料、国庫支出金及び支払基金交付金であり、歳出では保険給付費及び地域支援事業費であります。

次に、議案第 51 号は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 11 億 4,207 万 6,852 円、歳出決算額 11 億 4,078 万 6,162 円、差引き 129 万 690 円となりました。主な内容は、歳入では保険料及び一般会計繰入金であり、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、議案第 52 号は、小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 212 億 5,036 万 9,590 円、歳出決算額 221 億 7,245 万 1,891 円、差引き 9 億 2,208 万 2,301 円の不足となったため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、令和 5 年度の歳入を繰り上げてこれに充てております。なお、単年度収支については 1 億 3,194 万 802 円の黒字を計上することができました。

主な内容は、歳入では勝車投票券発売収入であり、歳出では競走事業費であります。

議案第 53 号から議案第 56 号までは、令和 4 年度の病院事業、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第 53 号は、病院事業決算認定であります。

まず、収益的収入は医業収益が 38 億 4,639 万 8,018 円となり、医業外収益及び特別利益を含んだ病院事業収益は 49 億 6,329 万 1,940 円となりました。

これに対し、収益的支出は医業費用が 45 億 728 万 1,470 円となり、医業外費用及び特別損失を含んだ病院事業費用は 47 億 891 万 9,564 円となりました。

この結果、損益計算の収支差引では 2 億 5,437 万 2,376 円の当年度純利益を生じ、年度末未処理欠損金は 27 億 4,589 万 3,701 円となりました。

次に、資本的支出については、建物改築費や医療機器更新に伴う器械及び備品費、企業債償還金で 3 億 650 万 3,176 円となり、これに対する財源として、資本的収入の企業債、他会計負担金、寄附金で 1 億 6,359 万 6,800 円を充て、差引不足額 1 億 4,290 万 6,376 円は消費税等資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次に、議案第 54 号は、水道事業決算認定であります。

まず、収益的収入については、給水収益は前年度から約 1,500 万円減少し、総収益においては、約 1%の減収となり、総額は 15 億 1,308 万 7,109 円となりました。

これに対し、収益的支出は、総額 13 億 3,638 万 2,604 円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益 1 億 2,713 万 8,428 円が生じました。

次に、資本的支出については、建設改良費及び企業債償還金の総額が 9 億

1,904万3,988円となりました。これに対する財源として、資本的収入の企業債、工事負担金、出資金等の総額3億4,681万6,790円を充て、その結果、差引き5億7,222万7,198円の不足額が生じました。この不足に対しては、損益勘定留保資金等に加え、積立金を1億3,132万7,147円取り崩して補填しました。

次に、議案第55号は、工業用水道事業決算認定であります。

まず、収益的収入は、総額2億8,477万7,872円となりました。

これに対し、収益的支出は、総額2億4,026万5,250円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益4,393万9,887円が生じました。

次に、資本的支出については、建設改良費及び企業債償還金の総額が2,580万6,207円となりました。これに対する資本的収入がないことから支出総額全額が補填すべき不足額となります。その対応として、損益勘定留保資金等に加え、積立金を1,950万3,207円取り崩して補填しました。

次に、議案第56号は、下水道事業決算認定であります。

まず、収益的収支については、収入総額18億6,748万8,020円に対し、支出総額は、18億3,144万5,493円となりました。この結果、税処理後の損益計算では、単年度純損益は発生しておりません。

次に、資本的収支については、収入総額15億16万4,626円に対し、支出総額は、22億3,872万7,061円となり、差引き7億3,856万2,435円の不足額が生じました。この不足額については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金により補填しました。

議案第57号は、令和5年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、先の大雨により被災した公共施設の災害復旧事業、L A B Vプロジェクト関連事業等取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ5億3,571万4,000円を追加し、予算総額を332億5,205万2,000円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、地方交付税 1 億 9,317 万円、分担金及び負担金 1,131 万 1,000 円、国庫支出金 2 億 2,232 万 8,000 円、県支出金 1,664 万 6,000 円、寄附金 100 万円、諸収入 333 万 3,000 円、市債 1 億 1,384 万 7,000 円をそれぞれ増額し、地方特例交付金 163 万 9,000 円、使用料及び手数料 76 万 4,000 円、繰入金 2,351 万 8,000 円をそれぞれ減額しております。

次に歳出については、総務費では、L A B V プロジェクトに伴う市民活動センターに係る備品購入費、公立大学法人運営基金積立金等として 8,595 万 9,000 円を増額し、民生費では、同じく L A B V プロジェクトに伴う福祉センターに係る備品購入費等として 917 万 8,000 円を増額しております。

次に衛生費では、スマイルエイジング推進事業として 70 万 2,000 円を増額し、農林水産業費では、土地改良区等推進補助事業として 475 万 9,000 円を増額しております。

次に商工費では、バス停更新事業として 100 万円を増額し、土木費では、土砂災害警戒区域災害復旧事業、道路橋りょう維持補修事業等として 5,912 万 1,000 円を増額しております。

次に教育費では、歴史民俗資料館の空調設備更新事業として 418 万円を増額し、災害復旧費では、先の大雨により被災した公共施設の災害復旧事業として 3 億 7,081 万 5,000 円を増額しております。

なお、債務負担行為の補正において、サポート寄附受発注等支援業務を追加するとともに、地方債の補正として、借入限度額の追加及び変更をしております。

議案第 58 号は、山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正であります。

これは、令和 5 年 5 月 11 日からマイナンバーカードの保有者に対し、マイナンバーカードと同等の機能を搭載できる、スマートフォンアプリのダウンロードサービスが開始されたことに伴い、コンビニ交付サービスにおいてもマイナンバーカードに加え、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンが年内に対応可能予定とされたことによる所要の改正を行うもの

であります。

議案第 59 号は、山陽小野田市福祉センター条例の全部改正であります。

これは、現在の山陽小野田市中心福祉センターを L A B V 事業による新施設に市の福祉の拠点として移転し、名称を山陽小野田市福祉センターに変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 60 号は、山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部改正であります。

これは、市の道路の占用する場合の使用料について、算定根拠としている山口県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 61 号は、山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部改正であります。

これは、法定外公共物の道路を占用する場合の使用料について、算定根拠としている山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 62 号は、山陽小野田市都市公園条例の一部改正であります。

これは、都市公園を占用する場合の使用料について、算定根拠としている山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 63 号は、山陽小野田市水道事業給水条例の一部改正であります。

使用水量の減少により、水道料金収入が減少していく状況下において、水道事業の健全な経営を維持し、安全な水道水を安定的に供給することができるよう、計画的に水道施設の更新を進める上で必要な財源の確保を目的として、世代間負担の公平性を踏まえた水道料金の改定を行うものです。

料金改定の特例として、4 年間、改定に伴う激変緩和措置を設定しており、改正による平均改定率は 119.4%、経過措置期間内は 112.9%となります。

議案第 64 号及び議案第 65 号は、いずれも地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第 64 号は、水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。

令和 4 年度水道事業会計決算における未処分利益剰余金 2 億 5,846 万 5,575 円の処分としては、まず、1 億 2,713 万 8,428 円を建設改良積立金に積み立てることとします。残る 1 億 3,132 万 7,147 円については、現金の裏付けがないことから資本金に組み入れることとするものです。

次に、議案第 65 号は、工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。

令和 4 年度工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金 6,344 万 3,094 円の処分としては、まず、6,230 万 3,060 円を建設改良積立金に積み立てることとします。残る 114 万 34 円については、現金の裏付けがないことから資本金に組み入れることとするものです。

承認第 4 号は、令和 5 年度一般会計補正予算に関する専決処分について、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、6 月 29 日から 7 月 12 日までにかけての豪雨により被災した市内の土木・農業施設等に関して、今後、国の災害査定を受け、円滑な復旧工事を行う上で取り急ぎ必要となる設計業務や、災害応急対応に必要な経費を計上するものです。これらの災害対応を迅速に行うため、早急な予算措置が必要となったことから、令和 5 年 7 月 21 日に専決処分を行ったものです。

これにより、歳入歳出それぞれ 7,732 万 2,000 円を追加し、予算総額は 327 億 1,633 万 8,000 円となりました。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。